

定款 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
定款 附 則 5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。 (4) 各種の連盟 (5) 関連団体 [改 正]	定款 附 則 5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。 (4) 各種の連盟 ⑯ <u>一般社団法人日本フットサルトップリーグ</u> (5) 関連団体 ④ <u>一般社団法人日本サッカー審判協会</u> [改 正] <u>2022年12月24日</u>	